

長野市監査委員告示第4号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

平成26年3月28日

長野市監査委員	鈴木栄一
同	轟光昌
同	小林義直
同	小林治晴

第1 監査の範囲

平成24、25年度における財務に関する事務及びその他の事務

第2 監査の対象及び期間

監査の対象及び期間は、次表のとおりである。

対 象	期 間
<p>地域振興部 浅川支所 大豆島支所 安茂里支所 芋井支所 戸隠支所 鬼無里支所</p> <p>保健福祉部 加茂保育園 とがくし保育園 鬼無里保育園</p> <p>教育委員会 浅川公民館 大豆島公民館 安茂里公民館 戸隠公民館 鬼無里公民館 三輪小学校 城東小学校 南部小学校 川中島小学校 鬼無里小学校 西部中学校 川中島中学校 鬼無里中学校</p>	<p>平成25年9月2日から 平成26年3月20日まで</p>
<p>地域振興部 篠ノ井支所信里連絡所 戸隠支所柵連絡所</p> <p>財政部 財政課 契約課 管財課 市民税課 資産税課 収納課</p> <p>生活部 市民課（大門連絡室 バスターミナル連絡室） 医療事業課（信更診療所 戸隠診療所 鬼無里診療所 大岡診療所 中条診療所 鬼無里歯科診療所 大岡歯科診療所） 国民健康保険課 男女共同参画推進課</p> <p>商工観光部 産業政策課 観光振興課（奥裾花自然園 信州新町信州犀川交流センター）</p> <p>農林部 農業政策課 農業土木課 森林整備課</p> <p>都市整備部 都市計画課 市街地整備課 公園緑地課 まちづくり推進課</p> <p>議会事務局</p>	<p>平成25年9月25日から 平成26年3月20日まで</p>

<p>企画政策部 秘書課 企画課 広報広聴課 交通政策課 東京事務所</p> <p>駅周辺整備局</p> <p>選挙管理委員会事務局</p> <p>監査委員事務局</p> <p>農業委員会事務局</p> <p>教育委員会 総務課 学校教育課 保健給食課 生涯学習課 長野図書館 南部図書館 文化芸術推進課 文化財課 博物館 体育課 市立長野高等学校</p> <p>消防局 総務課 予防課 警防課 通信指令課</p>	<p>平成25年12月24日から 平成26年3月20日まで</p>
---	---------------------------------------

第3 監査の方法

財務に関する事務の執行等について、あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、関係職員からの説明を聴取するとともに、抽出による書類監査を実施した。

監査に当たっては、その事務が関係法令に基づき適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、また、現金の取扱い及び備品の管理状況について、抽出による実地監査を実施した。

特に重点項目として新たに2項目を設定し、平成23年度からの継続項目と合わせ、次の4項目について重点的に監査を行った。

- (1) 現金の取扱い及び調定事務について（新規項目）
- (2) 年度末(前年度1月から3月)の契約の履行及び検査事務について（新規項目）
- (3) 団体事務における、通帳の管理及び印鑑の保管状況について（継続項目）
- (4) 各種団体に対する補助金等交付事務について（継続項目）

第4 監査の結果

財務に関する事務等については、おおむね適正に執行されていたが、一部に改善を要する事例が見受けられた。

軽微な指摘事項については、口頭で留意又は改善を促したので省略した。

改善を要する事例については、次のとおりである。

1 重点項目

(1) 収納料金の払込みを適正に行うべきもの

ア コピー使用料について、複数月分をまとめて指定金融機関等へ払込みを行っていた。

長野市会計事務の手引では、コピー使用料については、1か月ごとに調定し指定金融機関等へ払い込むこととしている。

手引に基づき、適正な収納事務をされたい。

【浅川支所】

イ 施設使用料、診療所診療収入及び納付指導員が収納した国民健康保険料について、複数日分をまとめて指定金融機関等へ払込みを行っていた。また、診療収入の未収分を後日収納したが、指定金融機関等への払込みがなされていないものがあった。

長野市財務規則では、収納した現金は、速やかに指定金融機関等へ払い込むこととしている。

規則に基づき、適正な収納事務をされたい。

また、茶臼山公園内移動用施設使用料については、適正な事務執行のため、収納金の取扱いについてのマニュアルやフローの作成を検討されたい。

【信更診療所・大岡歯科診療所・国民健康保険課・公園緑地課・体育課】

(2) 調定事務を適時に行うべきもの

ア 自動販売機設置に伴う市有財産賃貸借料について、契約書で定めている支払日を過ぎてから調定し納付書を発行していた。

契約書に基づき、適正な調定事務をされたい。

【鬼無里支所】

イ 大岡農村文化交流センターの指導員食事代について、複数月分をまとめて調定していた。

調定誤りや調定漏れ防止のため、定期的に調定事務を行われたい。

【学校教育課】

(3) 確認検査を適正に行うべきもの

ア 長野市契約規則第49条では、検査職員は給付が完了したときは、契約書、仕様書、設計書その他の関係書類に基づき検査を行うものとしているが、検査が終了した後に業務が行われていたもの、成果品の一部が提出されていたものがあった。

契約書、仕様書等に基づき、適正な検査を行われたい。

【市民課・公園緑地課】

イ 賃貸借契約について、監督職員と検査職員が同一人により確認検査が実施されていた。契約規則第52条では、監督職員及び検査職員の兼職を禁止している。

契約規則に基づき、適正な検査を行われたい。

【保健給食課】

ウ 藤崎臨海体験学習宿泊料については、契約書を作成していたが、検収調書を作成していなかった。

契約規則第51条では、契約書を作成した場合、検査職員は検収調書を作成し、市長に提出しなければならないとしている。

契約規則に基づき、適正な事務処理を徹底されたい。

【保健給食課】

(4) 規則等に基づいた補助金等交付事務を行うべきもの

ア 海外派遣事業補助金については、補助事業者からの実績報告書の提出がなく、補助事業者への補助金額確定の通知もしていなかった。

長野市補助金等交付規則では、補助事業者は補助事業が完了したときは実績報告書を提出しなければならないとしており、また、市長は提出された実績報告書の審査を経て、補助金等の額を確定し通知するものとしている。

規則に基づき、適正な事務処理を徹底されたい。

【市立長野高等学校】

イ 子どもわくわく体験事業補助金については、手引き等で補助対象経費に該当しないと定めているものを対象経費として補助金額を決定していた。

手引き等に基づき、適正な事務処理を徹底されたい。

【生涯学習課】

2 収入事務

(1) 徴収事務を適正に行うべきもの

ア 公民館の冷暖房料については、長野市立公民館条例に基づき、市長が別に定めた金額を徴収するものとしているが、定められた金額と相違する金額を徴収していた事例があった。

条例等に基づき、適正な金額で徴収されたい。

【安茂里公民館】

イ 普通財産の貸付料は、財務規則第151条第1項の規定に基づき、市長が別に定める算定基準を除いては、個別の決定が必要である。鍋屋田駐車場の看板掲示場については算定基準

が定められていないため、個別の決定が必要であるが、地下埋設物の算定基準により貸付料を徴収していた。

条例等に基づき、適正な事務処理を徹底されたい。

【市街地整備課】

ウ 行政財産の使用料は、長野市市有財産条例に基づいて、算定方法が定められているが、算出の根拠となる数値の錯誤により、誤った金額を徴収していたものがあつた。また、自動販売機設置に係る行政財産使用料について、屋内設置と屋外設置の台数の錯誤により過大徴収となっていたものがあつた。

条例等に基づき、適正な金額で徴収されたい。

【生涯学習課・体育課】

エ 生涯学習センターの使用料について、市民以外の者が使用する場合の使用料は、長野市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例により、市民が使用する該当区分に定める額の100分の200に相当する額としているが、徴収金額を誤っているものがあつた。

条例に基づき、適正な金額で徴収されたい。

【生涯学習課】

オ 豊野町蟹沢農産物加工所の使用料については、長野市農業振興施設の設置及び管理に関する条例第10条の規定により、前納しなければならないとされているが、後納しているものがあつた。

条例に基づき、適正な収入事務をされたい。

【農業政策課】

(2) 領収書の取扱いを適切にすべきもの

国民健康保険料納付指導員が取り扱う領収書及び仮領収書について、書き損じたものが控えごと破棄されているもの、書き損じと分かる旨の記載がないものがあつた。

不正防止の観点から、書き損じ分については無効である旨を記し、適切な取扱いをされたい。

【国民健康保険課】

(3) 滞納整理事務を適正に行うべきもの

従前居住者用住宅の家賃について、納期限までに納入されなかった場合は、市税以外の諸収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例第3条の規定により、納期限後20日以内に督促しなければならないとされているが、納期限後約40日を経過してから督促していたものがあつた。

た。

条例に基づき、適正な事務処理を徹底されたい。

【駅周辺整備局】

(4) 条例の整備を行うべきもの

斎場使用料について条例を確認したところ、人体の一部を火葬する際の使用料の規定がなかった。

また、減免に関する内規には減免対象者についての規定はあるが、減免率についての規定はなかった。

条例等を整備し、適正に処理されたい。

【市民課】

(5) 使用料の還付を適正に行うべきもの

茶臼山公園内移動用施設の使用料については、長野市都市公園条例第10条第3項で、「既に納付された使用料は還付しない。ただし市長が特別な場合があると認めるときは、その全部または一部を還付することができる。」としている。還付についての運用基準はなく、現場の判断で随時還付を行っていた。

条例に基づき、適正な事務処理をされたい。

【公園緑地課】

(6) 政務調査費の精算を適正に行うべきもの

政務調査費は、議員自らが使途に関して申し合わせた「長野市議会政務調査費使途基準運用指針」に従い使用されるものであるが、運用指針に照らし、整合しない支出、旅費額等の計算誤りがあった。

支出内容の審査は確実に行い、適正な精算事務を徹底されたい。

【議会事務局】

(7) 適切な科目で歳入すべきもの

ア 市有財産の貸付に伴う歳入については、(款) 財産収入で徴収すべきところ、(款) 諸収入としていた。

【医療事業課・都市計画課】

イ ミュゼ蔵の喫茶代金については、(款) 諸収入で収入すべきところ、(款) 使用料及び手数料としていた。

また、ミュゼ蔵の展示室使用料については、(款) 使用料及び手数料で徴収すべきところ

ろ、(款) 諸収入としていた。

【博物館】

適切な収入科目で処理されたい。

3 支出事務

(1) 時間外勤務手当の事務を適正に行うべきもの

ア 時間外勤務について、実績申請漏れによる支払不足があった。
勤務命令に対する実績について、確認を徹底されたい。

【長野図書館】

イ 週休日に半日勤務し、振替日に勤務した際の時間外手当振替分について、3.5時間（午後1時45分～5時15分）とすべきところ、4.25時間（午後1時～5時15分）で算定したため過払いとなっていた。

適正な事務処理を徹底されたい。

【駅周辺整備局】

(2) 旅費の支出事務を適切に行うべきもの

ア 長野市から秋田市への出張旅費について、「JR利用で片道601km以上の往復同一経路の場合」であったため、往復割引運賃で算定したが、計算方法の錯誤により過支給となっていた。

【市街地整備課】

イ 用務先の同一地域内の移動は日当で賄うとしているが、JR最寄駅で下車後の地域内の移動に要した私鉄運賃を支給していた。

【教育委員会総務課・学校教育課】

ウ 三鷹市から東京都区内の用務先までの旅費について、最寄駅の錯誤により鉄道賃が過支給となっていた。

【文化芸術推進課】

旅費の手引に基づき、適切な事務を行われたい。

(3) 前渡金の精算手続きを適正に行うべきもの

資金前渡の精算は、財務規則第62条により、支払が完了した日から5日以内に行うことと

されているが、まちづくりアドバイザー謝礼金については、完了した日から5日以内に精算されていなかった。

規則に基づき、適正な事務処理を徹底されたい。

【駅周辺整備局】

(4) 立替払について改善すべきもの

食糧費の支払いにおいて、事務の遅延から職員が立替払を行っていた。
資金前渡による適切な事務処理をされたい。

【生涯学習課】

(5) 適切な科目から支出を行うべきもの

樹木剪定について、剪定枝の処分まで依頼する場合は（節）委託料から支出すべきところ（節）役務費から支出していた。
適切な支出科目で処理されたい。

【教育委員会総務課】

(6) 郵便切手等の管理を適切に行うべきもの

各所属で使用する郵便切手について、保管枚数と受払簿が一致していないものが見受けられた。
切手等は金券であるので、適切に管理されたい。

【医療事業課・信更診療所・体育課】

4 契約事務

(1) 契約締結事務を適正に行うべきもの

ア 軽貨物自動車の再リースにおける随意契約で、見積書を徴取していなかったもの、1万円未満の物品の購入において、見積書を徴取していなかったものがあった。
契約規則に基づき、適正な事務執行に努められたい。

【産業政策課・浅川公民館】

イ 圧縮酸素容器耐圧検査を依頼する事業者の選定に当たり、随意契約理由を明記していなかった。

随意契約をする場合は、地方自治法施行令等に基づき、随意契約理由を明確にし、適切な契約事務を行われたい。

【医療事業課】

ウ 設計変更により契約を変更したときの変更契約金額は、契約規則第44条により、当初契約時の請負率を変更後の見積額に乗じることとされているが、見積額と同額で契約していた。

規則に基づき、適正な事務を徹底されたい。

【企画課】

エ 契約書に、地方自治法施行令第167条の16第1項及び契約規則第36条に規定されている契約保証金について、記載されていない事例が散見された。

施行令及び契約規則に基づき、適正な契約書を作成されたい。

【選挙管理委員会事務局・保健給食課・市立長野高等学校】

(2) 契約書に規定の額の印紙を貼付すべきもの

契約書に印紙が貼付されていない事例があった。

契約書を受領する際は、印紙税法に基づく貼付の有無、金額等を確認し、適切に処理されたい。

【男女共同参画推進課・森林整備課・博物館】

5 財産管理事務

(1) 行政財産使用許可事務を適正に行うべきもの

地方自治法第238条の4第7項の規定による、庁舎等の行政財産使用許可について、使用許可面積に共用部分の面積を含めていないものがあった。

使用許可について適正に行われたい。

【鬼無里支所】

(2) 施設の使用許可事務を適正に行うべきもの

ア 農民館の施設管理は、管理委託契約に基づき委託事業者が行い、農民館の使用者数について、担当課は報告を受けているが、市長の許可を受けないまま使用させていた。農民館の使用に当たっては、農業振興施設の設置及び管理に関する条例第8条に基づき、市長の許可を受けなければならないとされている。

条例に基づき、使用許可事務を適正に行われたい。

【農業政策課】

イ 市営体育館を市民以外の者が専用使用する場合の使用料は、長野市営運動場条例により区分ごとに定められており、区分ごとの使用時間は、午前は午前8時30分から正午まで、午後は正午から5時までとしている。しかし、使用許可は午前8時30分から午後零時30分

まで、午後零時30分から5時までとしており、条例で定める使用時間と異なっていた。
条例に基づき、適正な事務をされたい。

【体育課】

6 その他の事務

各種団体の出納事務を適正に行うべきもの

ア 団体の出納事務において、収入、支出伝票と通帳の現金出納状況が整合していない事例があった。

適正な事務処理を行われたい。

【鬼無里公民館】

イ 長野市少年柔剣道大会の出場を辞退した場合の参加料について、大会要領によると抽選会前に辞退した場合は返還することとされているが返還していなかった。

要領に基づいた事務を行われたい。

【体育課】

ウ 支払証明書等の支出証拠書類が添付されていない支出が散見された。

また、旅費の支出においては、旅行者の受領印がない事例があった。

適正な事務処理を徹底されたい。

【消防局総務課・予防課】

エ 領収書の添付ができないものについて、主務者が支払証明を行っていた。支払証明は領収書等の支出証拠書類が受理できない場合に作成するもので、主務者とは別の者が相手の受領を確認することが必要である。

適正な事務処理を徹底されたい。

【農業委員会事務局】

オ 職員による立替払が散見された。

また、団体の財務規程により、毎月預貯金の残高証明書と帳簿の照合を行わなければならないとされているが、行われていなかった。

適正な事務処理を徹底されたい。

【公園緑地課】

第5 意見

(1) 適正な現金の取扱いについて（重点項目）

現金の取扱いは金額の多寡に関わらず、事故や不正を防止するために、事務処理のマニュアルや相互チェックの仕組みが不可欠である。実地監査において、現金の収納から金融機関への入金までの事務処理について確認したところ、職員が1人の出先機関を除き、おおむね複数人により確認は行われていたが、一部において受領から入金までを1人で行っている所属（施設）があった。

規則や手引きに基づき、収納金の取扱いを適正に行うとともに、職員の意識を高め、不正を行わせない体制づくりに努められたい。

(2) 年度末の契約の確認検査事務について（重点項目）

年度末は契約期間が完了するものが多く、事務が集中する状況においても、契約の履行確認及び検査は確実に行わなければならない。監査対象としたものについては、おおむね適正に実施されていたものの、指摘事項は前述のとおりである。

特に委託業務については、契約書、仕様書等に基づいた業務が適正に履行されたかどうか、成果物その他実績報告書等により十分確認し、形式的な確認検査とならないよう留意されたい。

(3) 団体事務における預金通帳及び印鑑等の保管状況について（重点項目）

実地監査において、団体事務における預金通帳及び印鑑等の保管状況について確認したところ、おおむね適正に管理されていた。

預金通帳及び印鑑の管理は複数人で行う等の体制を構築し、引き続き、不正防止に努められたい。

(4) 各種団体に対する補助金等の適正な執行について（重点項目）

補助金等の執行について、補助団体の決算等を確認したところ、事業費の決算額に対し繰越金の割合が高い団体があった。

補助金等の必要性の検討や交付金額の見直し等を行い、補助金等の精査に努められたい。

なお、長野市善光寺表参道ガイド協会補助金については、市からの補助金額の約7割が繰り越されていた。設立初年度であり、計画していた事業を実施できなかったことによるものであるが、補助金額の決定の合理性を欠くことがないよう留意されたい。

(5) 緊急処理業務委託の運用について

緊急処理業務委託は、災害時や即時に現状復旧をしなければならない緊急的な処理が必要と判断された業務について、あらかじめ契約した単価により実施するもので、単価契約の内容は、倒木や落石、崩落土砂処理等に使用する機械借上料や作業員の日当に相当するものである。

しかし、道路維持補修や河川の浚渫等で、緊急の妥当性に疑問があるもの、単価契約に含まれない処分費や特殊重機の使用を含んでいるものが散見された。

当該単価を使用した随意契約による緊急処理業務の運用については、その基準等を明らかにし、安易な随意契約と取られないことがないよう留意されたい。

(6) タクシー使用の適正性について

タクシーの使用については、管財課が定めた基準では、「懇親会等に複数で出席する場合はそのうち1人が運転すること」として使用を認めていないが、5人で出席した会議の帰路に、タクシーを2台使用している事例があった。

所属内で定めた使用要領に基づく使用であるとしていたが、複数で出席した場合の全庁的基準には整合していない。

適正なタクシー使用を徹底されたい。